

政令第百二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第三十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千億円」を「五百億円」に改める。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。